

○宝塚市情報公開条例の一部改正の概要について

1 条例改正の経緯

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年第37号）に基づく個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、個人情報保護法の改正後の個人情報保護制度と、現行の宝塚市情報公開条例に基づく情報公開制度との均衡を確保するため、同条例の一部を改正しようとするものです。

現行の市の情報公開制度では、「個人に関する情報」に関して解釈上の疑義が生じるおそれがあるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）における規定の表現に合わせて、宝塚市情報公開条例における「個人に関する情報」についての規定などを改正します。

2 条例改正の概要

（1）個人に関する情報の規定改正（第7条第1項第1号）

情報公開制度と個人情報保護制度における非公開情報の範囲の整合を図るため、宝塚市情報公開条例の個人に関する情報の規定改正を行います。

（2）行政機関等匿名加工情報、個人識別符号に関する規定の追加（第7条第1項第1号の2）

改正後の個人情報保護法において「行政機関等匿名加工情報」に関する規定が追加されたことに伴い、情報公開法において「行政機関等匿名加工情報」、「個人識別符号」が非公開情報として追加されたことを受け、同様の規定を追加します。

（3）公務員の職務執行情報の整理（第7条第2項）

公務員の職務執行情報の規定を、第7条第1号の個人に関する情報の例外規定として整理します。

（4）その他の改正

条項ずれに伴う所要の改正を行います。

議案第 号

宝塚市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年） 月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市情報公開条例の一部を改正する条例

宝塚市情報公開条例（平成12年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号を次のように改める。

（1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の

役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

第7条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第7条第1項第2号中「(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)」及び「(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」を削り、同条第2項を削る。

第8条第2項中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に改める。

第9条の2中「存在しているが」を「存在しているか」に改める。

第10条第3項中「第7条第1項各号」を「第7条各号」に改める。

第11条第2項第1号中「第7条第1項第1号」を「第7条第1号」に改め、同項第2号中「第7条第1項第2号本文」を「第7条第2号本文」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。ただし、第7条第1項第1号の次に1号を加える改正規定は、宝塚市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例(令和4年条例第 号)附則第1項ただし書に定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の規定は、施行日以後に第5条の規定による請求がされた場合における公文書の公開について適用し、施行日前に同条の規定による請求がされた場合における公文書の公開については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市情報公開条例(平成12年条例第50号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) <u>個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得その他の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)</u>であって、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの</u></p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) <u>個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)</u>であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)</u>により<u>特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>又は<u>特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>ア <u>法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</u></p> <p>イ <u>人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u></p> <p>ウ <u>当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法</u></p>

2 公開請求に係る公文書に前条第1項第1号の情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第9条の2 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開の決定及び通知)

第10条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、前項の規定により公文書の公開をしない旨の決定(第8条の規定により公文書の一部を公開する決定を含む。)を通知する場合において、当該公文書に記録されている情報が第7条第1項各号に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。

4・5 (略)

(第三者の権利の保護)

第11条 (略)

2 実施機関は、公開決定等を行うに当たっては、当該請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ公開する情報に係る第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第7条第1項第1号の規定により非公開とされるべき情報が記録されている公文書を第9条の規定により裁量的に公開しようとするとき。

(2) 第7条第1項第2号本文の規定により非公開とされるべき情報が記録されている公文書を同号ただし書の規定により公開しようとするとき。

3 (略)

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第9条の2 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開の決定及び通知)

第10条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、前項の規定により公文書の公開をしない旨の決定(第8条の規定により公文書の一部を公開する決定を含む。)を通知する場合において、当該公文書に記録されている情報が第7条各号に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。

4・5 (略)

(第三者の権利の保護)

第11条 (略)

2 実施機関は、公開決定等を行うに当たっては、当該請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ公開する情報に係る第三者に意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第7条第1号の規定により非公開とされるべき情報が記録されている公文書を第9条の規定により裁量的に公開しようとするとき。

(2) 第7条第2号本文の規定により非公開とされるべき情報が記録されている公文書を同号ただし書の規定により公開しようとするとき。

3 (略)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(平成十一年五月十四日)

(法律第四十二号)

(行政文書の開示義務)

第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一の二 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第三項に

規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

二～六 （略）

（平一三法一四〇・平一四法九八・平一五法六一・平一五法一一九・平一七法一〇二・平二四法四二・平二六法六七・平二八法五一・令三法三七・一部改正）